

○財務省告示第六十九号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十七年二月九日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年三月五日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けけるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		イ 払 込		イ 発 行		イ 募 入	
低	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	法 入 決 定 の
額	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	
面	金	金	金	金	金	金	
千	万	万	万	万	万	万	
円	円	円	円	円	円	円	
			八 四 五 五		額 五 額	込 募 各 当 も 各	価 一
			百 千 万 兆		面 千 面	み 限 国 てる の 申	格 国
			八 五 千 二		金 万 金	の 度 債 〃 から 込	競 債
			十 百 三 百		額 円 額	応 額 の 場 特 〃 その う	争 市
			二 百 十 七		で 四 千 百 八 十 二 億 円	募 額 の 範 囲 特 別 参 加 者 割 り 当 て る 〃 各 申	入 札 発 行
			億 百 六 十 七 万 二 千				「 と い う 〃
			十 億 七 千 百 八 十				」 第 I 非

九	振替単位	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十七年二月九日	額面金額百円につき百円以上の	額面金額百円につき百円四毛	平成二十七年五月十二日	ただし、償還期が銀行休業日に	償還金額を払う。その翌営業日に	償還金額百円につき百円	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成二十七年二月九日	払込期日	十	振替単位	九
十	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	十	発行行	十
十一	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	十	発行行	十一
十二	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	十二	発行行	十二
十三	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	十三	発行行	十三
十四	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	十四	発行行	十四
十五	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	十五	発行行	十五
十六	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	発行行	十六	発行行	十六